

## 基幹型臨床研修病院の新規指定に係る申請状況について

基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする場合は、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに、都道府県知事に指定申請書を提出しなければならないとされている。（「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する施行について（平成15年6月12日付け医政発第0612004号）」）

## ●令和2年度新規指定申請・・・1件（令和2年10月20日現在）

申請者：登米市立登米市民病院

主なチェック項目	指定基準	登米市民病院	
年間入院患者数	3,000人以上	△	2,929人 ※別紙参照
症例数 (基幹型病院+協力病院)	救急部門5,000件以上 分娩数350件又は研修医又は 研修医1人あたり10件以上	○	救急部門5,000件以上 分娩数350件以上
臨床病理検討会	適切に開催していること	△	今後開催予定
医療安全管理体制	安全管理部門を設置	○	
指導医数	研修医5人に対し1名以上	○	

## ●今後の流れ（予定） ※認定可能と想定した場合

～11月 書類審査

登米市民病院が臨床研修病院としての基準を満たしているか、予定している研修プログラムが基準を満たしているかを審査。

12月 実地調査

医師臨床研修審査専門員による専門的視点からの調査をメインに行う。

1月 臨床研修病院協議会、地域医療対策協議会

登米市民病院の新規指定について協議。

～R2年度末 認定

臨床研修病院指定証を交付。

R3度6月以降 研修医募集開始

R4年度4月 研修開始

（参考）現在の県内基幹型臨床研修病院数・・・18病院

東北大学病院、東北医科薬科大学病院、みやぎ県南中核病院、東北労災病院、JCHO 仙台病院、仙台厚生病院、東北公済病院、仙台医療センター、仙台オープン病院、仙台市立病院、仙台赤十字病院、仙台徳洲会病院、坂総合病院、総合南東北病院、大崎市民病院、栗原市立栗原中央病院、石巻赤十字病院、気仙沼市立病院

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（平成15年6月12日付け医政発第0612004号）【抜粋】

## 第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準

### 4 臨床研修病院の指定の申請

#### (1) 基幹型臨床研修病院の指定の申請

ア 基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに、当該病院に関する指定申請書（様式1）を当該病院の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならないこと。

### 5 臨床研修病院の指定の基準

#### (1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準

都道府県知事は、基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、基幹型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。

ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。

イ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第19条第1項第1号に規定する員数の医師を有していること。

ウ 救急医療を提供していること。

エ 臨床研修を行うために必要な症例があること。

オ 臨床病理検討会（CPC）を適切に開催していること。

カ 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。

キ 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。

ク 研修管理委員会を設置していること。

ケ プログラム責任者を適切に配置していること。

コ 適切な指導体制を有していること。

サ 研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること。

シ 受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること。

ス 研修医の募集及び採用の方法が臨床研修の実施のために適切なものであること。

セ 研修医に対する適切な処遇を確保していること。

ソ 協力型臨床研修病院として研修医に対して臨床研修を行った実績があること。

タ 協力型臨床研修病院、臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る）と連携して臨床研修を行うこと。

チ 臨床研修病院群を構成する関係施設相互間で緊密な連携体制を確保していること。

- ツ 協力型臨床研修病院として共同して臨床研修を行う病院が、5(2)の協力型臨床研修病院の指定の基準に適合していること。
- テ 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。
- ト 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。ただし、共同して臨床
- ナ 第三者による評価を受け、その結果を公表することが強く推奨されること。
- ニ 医療法第30条の23に基づき地域医療の確保のための協議や施策の実施に参加するよう都道府県から求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。

## 8 臨床研修病院指定証の交付

都道府県知事は、臨床研修病院を指定した場合にあっては、当該指定を受けた病院に対して臨床研修病院指定証を交付するものとする。

## 25 臨床研修に関する地域医療対策協議会

- (1) 都道府県は、地域における研修医の確保、臨床研修の質の向上を図るため、地域医療対策協議会を開催し、関係者が協議する場とすること。
- (2) 地域医療対策協議会の構成員については、「地域医療対策協議会運営指針について」(平成30年7月25日付け医政発0725第15号厚生労働省医政局長通知)を参照とすること。
- (3) 地域医療対策協議会は、以下の項目について協議、検討すること。
  - ア 地域における臨床研修の質の向上に関すること。
  - イ 地域における研修医の確保に関すること。
  - ウ 地域における研修医の募集定員の設定に関すること。
  - エ 地域における指導医の確保、養成に関すること。
  - オ 地域における臨床研修病院群の形成に関すること。
  - カ 臨床研修病院の指定や取消に関すること。
  - キ 地域密着型臨床研修病院の認定に関すること。

## 第3 当面の取扱い

### 2 基幹型臨床研修病院の指定の基準について

- (2) 都道府県知事は、新たに基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院が、前述第2の5(1)エの基幹型臨床研修病院の指定基準を満たさない場合でも、入院患者の数が年間2,700人以上である場合には、個別の実地調査等を行い、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得することができることなど、良質な研修についての評価を含め、指定の可否を判断するものであること。このため、これに該当する病院は、前述第2の4(1)アに定める期日の10ヶ月以上前に別に定める実地調査の申込書を管轄する都道府県に提出すること。

# 権限移譲後の国と都道府県の役割分担について

## 医師法の改正趣旨等

- 医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年第79号）の成立に伴い、平成32年（2020年）4月より、国から各都道府県に臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の設定権限の移譲等がなされ、各都道府県は、これらの制度の活用を通じ、地域における医療提供体制を整備する取組が求められる。
- これらの権限移譲により、各都道府県においては、都道府県地域医療対策協議会の審議のもと、臨床研修病院の指定や、医師少数区域に配慮した定員の設定など、地域の実情に応じたきめ細かな医師偏在対策が可能となる。
- これまで全て国の事務とされていた臨床研修制度に関する事務については、以下のとおりの役割分担となり、都道府県の行う医師偏在対策の強化に資する。

## 臨床研修制度に関する主な事務と分担

	国、地方厚生局	都道府県
	（考え方）臨床研修制度の設計、研修の質の確保	（考え方）個別病院の指定、定員設定事務
臨床研修病院の指定、取消	○（ <b>指定基準</b> の策定） （※）	◎（ <b>個別</b> 病院の指定）
臨床研修病院の定員設定	○（都道府県 <b>上限</b> の設定）	◎（ <b>個別</b> 病院の定員設定）
年次報告の受理	－（※）	◎
研修プログラム変更等の受理	－（※）	◎
指定継続にかかる訪問調査	－（※）	◎
報告の徴収及び指示	◎	◎
研修医等からの相談対応	◎	○
都道府県間の調整	◎	－
臨床研修の質の観点からの調査	◎	－
補助金の執行	◎	－
臨床研修修了登録	◎	－

※必要に応じ地方自治法第245条の4に基づく技術的助言を行う。

# 臨床研修にかかる都道府県知事の権限について（臨床研修病院の指定）

- 都道府県が格差是正を進めていくために、国が一定の基準等を示した上で、地域医療対策協議会の意見を聴き、**臨床研修病院の指定を都道府県が行う仕組みを構築**すべき。



厚生労働大臣の権限  
臨床研修病院の指定

<メリット>

- ・地域医療に責任を有する都道府県が深く関与
- ・地域の実態を把握している**都道府県によりきめ細かい対応が可能**
- ・**都道府県が目指す医療提供体制の構築**が可能

<デメリット>

- ・臨床研修の**質のバラつき**が出る、有力な医療機関の意向が強く反映、特定の医療機関等が優遇などのおそれがある

権限移譲

臨床研修病院の指定

医道審議会

意見

都道府県

地域医療対策協議会

（大学、医師会、公的病院、民間病院等）

意見

指定

周知

申請

医療機関

都道府県知事

臨床研修病院

① 国が指定基準を定める

- ・年間入院患者数、指導医数、救急医療の提供、安全管理体制、患者の病歴に関する情報の適切な管理、患者からの相談に応じる体制 等

② 地域医療対策協議会の意見を反映